

当面の経済財政運営等に関する意見

(2003年6月18日)

ここ数年、わが国経済にデフレ傾向が根強く継続するなかで、多くの民間企業は血のにじむような経営努力を重ね、コストダウンを図り収益回復を実現してきた。

しかし、企業・個人は依然として将来に明るさを実感できず、むしろ先行き不透明感が覆っている。これらを払拭し、わが国が新たな経済成長の軌道を描くためには、民間の主体的な投資や消費を喚起して、経済の好循環を形成する必要がある。

こうした環境整備を図るため、政府は規制改革をはじめとした構造改革への取り組みを一層、大胆に加速させるとともに、16年度経済財政運営にあたっては、厳しい財政状況の中で経済活性化に向け、従来にも増してメリハリの効いた予算編成を行うべきである。

このような観点から、当連合会は、現在、経済財政諮問会議において審議中の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(基本方針 2003)」に盛り込まれる改革分野の推進に向け、以下の諸点について思い切った政策運営を望みたい。

1. 基本的考え方

(1) 改革スピードのアップ

急速なグローバル経済の進展は、民間企業にさらなるスピーディーな経営を求めている。こうした中で、規制改革および税制改革などを含めた構造改革の推進は待ったなしである。

経済財政諮問会議では、「改革と展望 - 2002年度改定」において、「改革の加速」を謳いながら、「集中調整期間」を2004年度まで1年程度延長している。しかし、改革を加速する以上は、この期間を少しでも短縮して、わが国の構造改革を前倒しで達成してほしい。

(2) 将来不安の払拭・安心の創造

高止まりする失業率など長引く不況下にあって、国民は自信を失い、将来に対しても悲観的である。わが国経済がその活力を再生させるためには、何よりも国民が抱える不安と不信を払拭していくことが重要である。このためには、国民が安心できる、国民生活の将来ビジョンの構築、とりわけ社会保障制度改革の姿を早急に示すことが不可欠である。

2. 構造改革への取り組み

(1) 規制改革・構造改革特区

1) 規制改革の断行・加速

経済活性化および民間需要創出のため、規制改革の加速は喫緊の課題である。今年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」の中に盛り込まれている、「審議会等の結論の早期化」については、すべての結論の期限を15年の年内までに区切るべきである。

2) 構造改革特区の活用

構造改革特区制度は、特区における先行的・実験的な規制改革の実施によって、改革の加速化を図っていくものである。したがって、議論の分かれる教育・研究、医療なども含め、できるだけ多くの分野について、まず構造改革特区で期間を限定し実施した後、その効果が認められる分野について速やかに全国規模で実施すべきである。

(2) 税制改革

1) 企業競争力強化に向けた法人税率引き下げ

企業の国際競争力強化のため、法人の実質的な税負担を軽減すべきであり、法人税率(国税)を5%程度引き下げるべきである。

2) 新産業の創出

ソフト化・サービス化など経済の大きな変化の中で、次代を担う新産業を創出するため、現行では研究開発型ベンチャーに限定されているエンジェル税制の適用範囲を拡大すべきである。

(3) 社会保障制度改革

1) 改革断行を明示

社会保障制度改革の中でも、これまでの度重なる年金制度改革は、世代間の不公平感や国民不安を増幅させる大きな要因の一つとなっている。今こそ改革の先送りを廃し、自立と自己責任に立脚した抜本的・恒久的な制度構築の指針を提示し、国民の不信・不安を払拭すべきである。

2) 年金制度の抜本改革

抜本改革にあたっては、その将来ビジョンと内容が国民にとって分かりやすいものとするべきである。例えば、自己責任社会を構築する観点から現行の公的年金を、安定的な財源によって老後生活の基礎部分を終身保障する基礎年金と、積立方式による確定拠出型年金に分離し、後者の運営は民間に委ねるべきである。

3) 2004 年改革へ向けて

最終保険料率の上昇を抑制し適切な給付水準を保つには、国庫負担割合の2分の1への引き上げは不可欠である。このため、消費税など税体系全体のあり方も含め、安定した財源確保のための具体的方策を早急に提示すべきである。

(4) “国と地方”の改革

1) 三位一体改革の実現

いわゆる「三位一体改革」の実現は、地方自治体が財政を伴った自己決定・自己責任の確立を図るために不可欠である。「基本方針2003」の取りまとめに際しては、地方分権一括法の理念を反映した税財源配分の実現を是非とも図るべきである。

2) 改革達成の時期・計画の明示

現在、検討が進められている税源の一部移譲、および補助金・交付金の削減は、改革の第一歩である。「三位一体改革」に向けた議論が今年限りとならぬよう、国と地方の税財政改革の達成時期を明確にするとともに、これに向けた具体的な改革計画(タイムテーブル)を策定すべきである。

3. 16 年度経済財政運営と予算のあり方

(1) 歳出改革路線と経済活性化

14 年度末で、国・地方含め 705 兆円に上る公的債務残高を抱えるなど、国際的にみても危機的な水準にある財政赤字を解消することは、わが国経済の将来にとって重要な課題である。したがって、民営化をはじめとする行政改革の加速、従来型の公共事業や補助

境としての都市の再生・整備など、より効果的な民間需要の創出に資する、メリハリの効いた予算編成が行えるよう、15年度予算を大きく上回る補助金など歳出の徹底した削減、および事業間の予算シェアの大胆な見直しを図るべきである。

(2) 予算編成プロセスの改革

予算は、編成 - 執行 - 評価・検証のプロセスが重要であることはいうまでもない。とりわけ事後評価については、今後の政策評価に影響を与えるために、その充実が求められる。

この点、昨年度から、主計局の予算査定担当者による予算執行調査を実施されているが、予算の効率的かつ効果的な執行がなされているかどうか、第三者も含めた多角的な視点を導入して十分に把握するために、公認会計士、企業経営者など民間の有識者も加えるべきである。